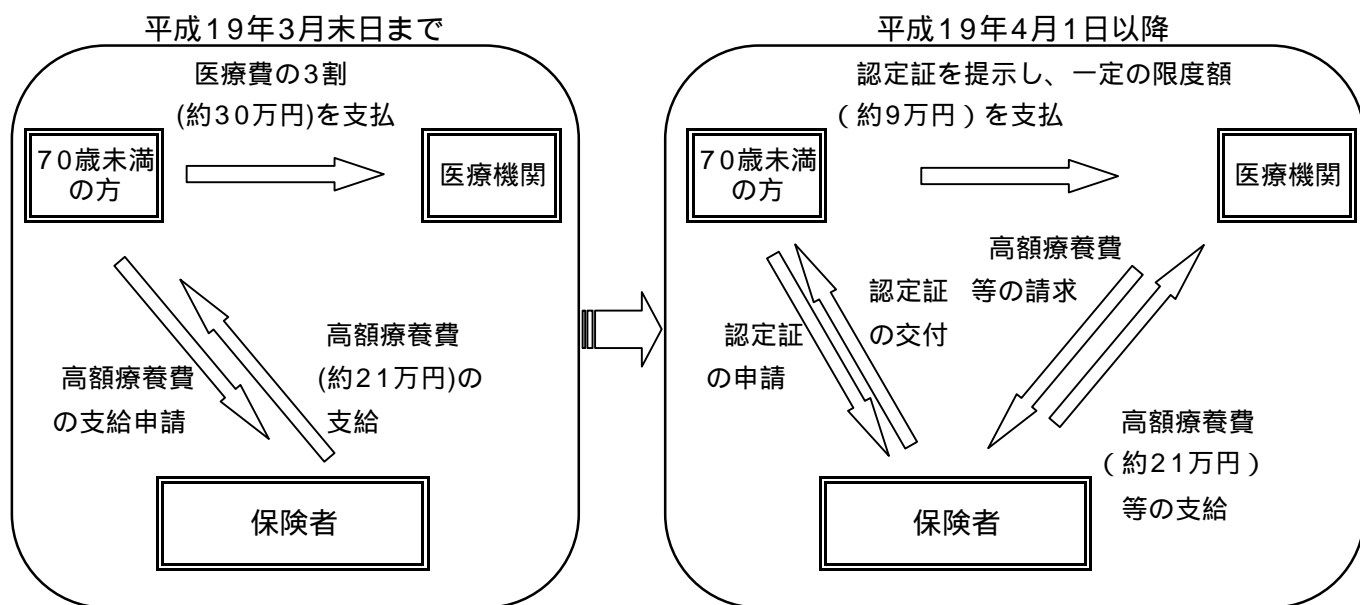


70歳未満患者の窓口支払限度額の取扱いについて

- 1) 平成19年4月1日から、70歳未満の方が医療機関に入院した時等の高額療養費の支給方法が変わりました。窓口負担が月単位で一定の限度額にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなりました。
- 2) この取扱いを受けるためには、加入されている医療保険の保険者に、事前の申請を行い、保険者から発行される認定証を医療機関の窓口で提示していただく必要があります。手続きを行わない場合は従来どおりです。

例：手術等で入院し、医療費が約100万円かった場合



70歳以上の方については、既に同様の取扱いが行われており、今回は変更ありません。医療機関の窓口で支払う限度額は、患者様の所得区分に応じて異なります。なお、食事の負担額や差額ベットなどの費用は高額療養費の支給対象には含まれません。

事前の申請について、ご不明な点等ありましたら総合受付までお問い合わせください。